

短期入所生活介護重要事項説明書

社会福祉法人 東京雄心会

指定介護老人福祉施設 こぐれの里

平成30年 4月1日の介護保険制度の改定による

1 法人概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 東京雄心会
- (2) 法人所在地 東京都練馬区大泉学園町2丁目26番28号
- (3) 電話番号 03-3925-0477
- (4) 代表者氏名 理事長 加藤 雄次
- (5) 設立年月日 平成16年2月6日
- (6) 法人理念

思いやりの心
人を信じる心

社会福祉法人東京雄心会は、「思いやりの心」「人を信じる心」をモットーとして、地域社会における福祉政策を基に、入居者・家族・職員・地域の人たちがそれぞれの信頼関係を築きつつ、入居者には自立した生活の場を提供いたします

(7) 経営理念

良質かつ適切な福祉サービスを提供します

- ・ 入居者の意思、人格を尊重します
- ・ ご家族に安心、安全、信頼を提供し入居者との絆を大切にします

公共性を自覚し健全・継続経営に努めます

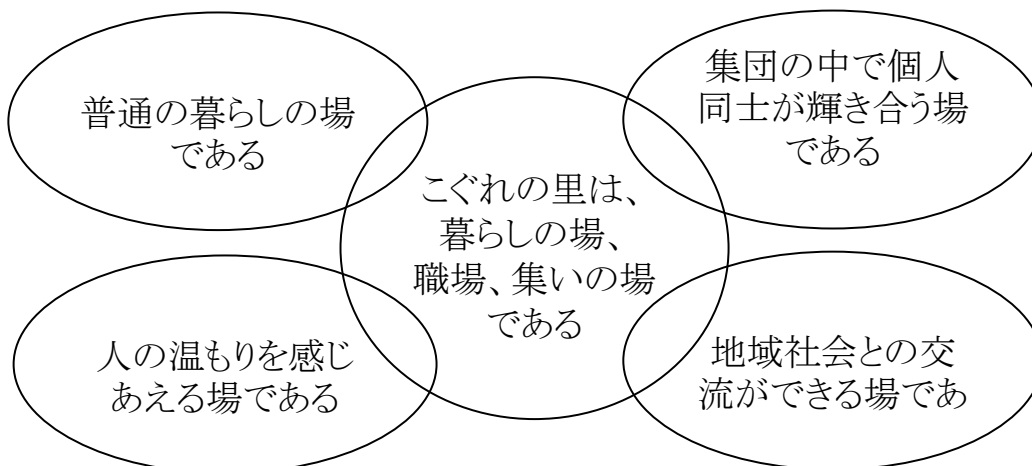
- ・ 施設情報を積極的に提供・開示します
- ・ 公正・透明な経営で、社会的信用を維持します

地域福祉の推進に努めます

- ・ 地域の福祉コミュニティーの拠点となります
- ・ 福祉文化の情報を発信します

2 施設概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設サービスおよび付随するサービス
- (3) 指定年月日 平成17年4月1日
- (4) 指定番号 東京都 1372004265 号
- (5) 施設の名称 指定介護老人福祉施設 こぐれの里
- (6) 施設の所在地 東京都練馬区大泉学園町2丁目26番28号
- (7) 電話番号 03-3925-0477
- (8) 施設長（管理者） 加藤 雄次
- (9) こぐれの里運営理念



(10) 運営方針

【暮らしの継続性】

本人の望み・満足感・自尊心・生きがい・状態の安定・サービスの効果

- ① 普通の暮らしが継続的に送られることをサービスの基本とし、介護サービス計画に基づいて心身の状態を考慮し、入居者一人ひとりにとって必要なサービスを提供します。
- ② 生活の主体は入居者であり、自己決定権を持っていただけるよう努めます。
- ③ 各ユニットを生活空間と捉え、その中で一方的なルールやスケジュール管理は行いません。
- ④ ユニットでの生活を営む者同士を家族と捉え、互いに助け合い暮らしていくことを援助していきます。
- ⑤ 身体拘束は行いません。施設に関しては、夜間帯の外部からのセキュリティーを基本とします。
- ⑥ 入居者一人ひとりが地域社会の一員であることを自覚してもらえるような環境を創造していきます。
- ⑦ 入居者の暮らしは、家族を含めともに築いていくことを重視しています。

(11) 開設年月日 平成17年4月1日

(12) 利用定員 6人

3 当施設が提供するサービスについての相談窓口

- (1) 電話番号 03-3925-0477
- (2) 担当者 生活相談員 町田 詩織

4 施設設備の概要

全室個室ユニット型施設で各利用者ごとに13.5㎡以上の居室があります。

定員		6名（入所者居室50室）	医務室	1室
ブルーベリー	個室	0室（9室）	リハビリコーナー	1室
レモングラス	個室	0室（10室）	浴室	個別浴槽 4
ラベンダー	個室	0室（9室）		特別浴槽 1
ジャスミン	個室	3室（6室）		一般浴槽 1
ミント	個室	3室（7室）		
ローズマリー	個室	0室（9室）		

※ 短期入所利用居室はジャスミン、ミントユニットに3室ずつとなります。

※ 空床利用の際は、入所者居室を利用する為、それ以外のユニットでのご利用となることもございます。

5 職員体制

当施設では、利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

配置状況

(図1)

職 種	指定基準	配置人員	業務内容
施設長（管理者）	1名	1名	サービス管理全般
医 師	必要数	2名(非常勤)	診療、健康管理
生活相談員	1名	2名	生活上の相談等
管理栄養士	1名	1名	栄養管理、栄養ケアマネジメント
機能訓練指導員	1名	1名(非常勤)	リハビリテーション・機能訓練
介護支援専門員	1名	1名	サービス計画の立案・管理等
事務職員		3名	一般事務・請求事務等
看護師	2名	1名	医療・健康管理業務
看護職員		2名	医療・健康管理業務
介護福祉士	19名	14名	日常介護業務等 (介護福祉士の配置は介護職員の50%以上)
介護職員		14名	
介護補助		2名	洗濯・清掃等間接援助業務
調理師		2名	厨房業務
調理補助		5名	
その他		4名	夜間警備・共用部清掃委託等

※ 配置人員は介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員・設備及び運営に関する基準」を下回らない範囲で変動します。(併設型短期入所生活介護サービス)

6 サービス内容

(1) 短期入所生活介護サービス計画の立案

事業者は利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「短期入所生活介護サービス計画」を作成します。事業者はこの「短期入所生活介護サービス計画」の内容を利用者およびその家族等に説明し同意をいただきます。

(2) 食事

配膳の時間	朝食	8 : 00 ~
	昼食	12 : 00 ~
	夕食	18 : 00 ~

※ 食事の提供場所については利用者の希望に対応します。

(3) 入浴

週に最低2回入浴していただけます。ただし利用者の状態に応じ、清拭等となる場合があります。

(4) 介護

短期入所生活介護サービス計画に沿って下記の介護を行います。
着替え、排泄、食事等の介助、体位交換、その他必要な援助。

(5) 生活相談

常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

(6) 緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は緊急連絡先に連絡するとともに必要な処置を講じます。

(7) 安全管理

防災、避難訓練等、設備を含め安全面に常時配慮しています。

(8) 療養食の提供

施設では、通常メニューの他に医療上必要な場合等のために療養食を用意しております。
なお、医師の発行する食事箋が必要になります。

(9) 日常費用の受入・支払代行

介護以外の日常生活に係る諸費用に関する受入・支払代金を申し込むことができます。

(10) 所持品の保管

サービス利用に必要となる物品等についてはお預かりいたします。ただし、預けることのできる所持品等の種類や量等に制限があります。詳しくは相談員にお尋ねください。

(11) 趣味活動

施設では、一方的な趣味活動、レクリエーションを提供するのではなく、個々の趣味、好きなことができ、また、同じ趣味を持った方が集えるように援助していきます。行事については年に二度の全体行事、その他各ユニットでの個別行事が行われます。行事により別途参加費がかかるものがあります。詳しくは、その都度説明のうえ承諾をいただきます。

(12) その他のサービス

ア 希望食の提供

施設では、通常メニューの他に希望食を用意できます。ご利用の際は前日までに申し出てください。料金は別途かかります。

イ 理美容サービス

施設では、理美容サービスを実施します。料金は別途かかります。

ウ 介護保険の適用を受けられないサービス等についてはその都度、申し出を受け相談させていただきます。

7 受診・入院について

ア 施設の協力病院は、①大泉生協病院、②島村記念病院、③埼玉病院です。必要時の受診・入院は原則として協力病院となります。なお、協力病院以外への転院は利用者及び家族の判断で行ってください。

イ 嘱託医、協力病院の医師の指示ではなく、ご自身の希望で他の医療機関を受診する場合の送迎、付き添いはご家族でお願いいたします。

ウ 利用者が、入院された場合は、介護保険から医療保険に切り替わるために入院の手続き費用の支払、日用品の用意、洗濯等は、ご家族でお願いいたします。

協力医療機関	(名称)	大泉生協病院 (入院設備有り)	(診療科目) 内科/外科/小児科/眼科/循環器科/ 糖尿病内科/消化器科/神経内科/皮膚科/婦人科/精神科/もの忘れ外来/ 歯科/リハビリテーション科
	(住所)	練馬区東大泉6-3-3	
	(電話番号)	03-5387-3111	
	(名称)	島村記念病院 (入院設備有り)	(診療科目) 一般内科/糖尿病内科/代謝・内分泌内科/消化器内科/循環器内科/神経内科/一般外科/消化器外科/乳腺外科/呼吸器外科/脳神経外科/リハビリテーション科/整形外科/放射線科/小児科
	(住所)	練馬区関町北2-4-1	
	(電話番号)	03-3928-0071	
	(名称)	埼玉病院 (入院設備有り)	(診療科目) 内科/神経内科/呼吸器内科/消化器内科/循環器内科/小児科/外科・乳腺外科/整形外科/形成外科/脳神経外科/呼吸器外科/心臓血管外科/皮膚科/泌尿器科/産婦人科/眼科/耳鼻咽喉科/リハビリテーション科/放射線科/麻酔科/精神科
	(住所)	埼玉県和光市諏訪2-1	
	(電話番号)	048-462-1101	
	(名称)	医療法人社団 相明会(訪問歯科)	(診療科)
	(住所)	東京都小平市小川西町4-13-16	歯科
	(電話番号)	042-349-0234	

8 料金

介護保険法が定める法定料金（予防給付対象サービスおよび介護保険給付対象サービス）

(1) 基本サービス料金

(図2)

要介護度	基本単位数	看護体制加算Ⅱ	夜勤職員配置加算Ⅱ	サービス提供体制加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算Ⅰ	合計単位数	1日あたりの負担額 (1割/2割負/3割) 円
要支援 1	512	—	—	18	所定単位数の83/1000	574	638/1,275/1,912
要支援 2	636	—	—			708	786/1,572/2,358
要介護度 1	682	8	18			786	873/1,745/2,618
要介護度 2	749					859	954/1,907/2,861
要介護度 3	822					938	1,042/2,083/3,124
要介護度 4	889					1,010	1,122/2,243/3,364
要介護度 5	956			1,083	1,203/2,405/3,607		

※ 介護報酬1単位当たりの基本単価 11.1円

※ 介護職員処遇改善加算Ⅰとして、「1ヶ月の合計単位数×83/1000の単位」が加算されます。

※ 上記、1日の負担額は体制加算のみにて算定した概算です。以下に表記するその他の加算の算定に応じて、負担額が変わります。

(2) その他の加算

(図3)

加算	加算条件	単位	料金(1割/2割/3割)
看護体制加算 I	常勤の看護師を1名以上配置	4	5/9/14
送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所間の送迎を行う場合。	184 (片道)	221/442/ 663
緊急短期入所 受入加算	利用者の状態や家族等の事情により、介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合。7日間(家族の傷病等ややむを得ない事情がある場合は14日間)	90(日)	108/216/ 323
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。	23(日)	27/54/84
認知症行動・心理症 状 緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められる為、緊急に短期入所生活介護が必要であると判断した者に対し、介護支援専門員と受け入れ事業者が連携してサービスを行なった場合(利用した日から起算して7日を限度)。	200 (日)	241/482/ 723

※介護報酬単位1当たりの基本単価 11.1円

※ 介護職員処遇改善加算 I として、「1ヶ月の合計単位数×83/1000の単位」が加算されます。

(3) 介護保険所定外料金 (介護保険給付対象外サービス料金)

介護保険法で基本サービス費とは別に利用者が自己負担することとされ、事業所ごとに利用者との契約に基づくものとされているもの。

滞在費・食費

(図4)

所得区分		負担段階	滞在費	食費
区市町村 民税	世帯納税者及び、本人非課税者で配偶者が課税者の場合等(平成27年8月より)	第4段階	2,954円/日	1,800円/日
	課税年金収入が80万円超の方	第3段階	1,310円/日	650円/日
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第2段階	820円/日	390円/日
	老齢福祉年金受給者	第1段階	820円/日	300円/日

(4) 個別サービス利用料金

① 日用品費 …… 日常生活にかかる費用等は実費をお支払いいただきます。

② 理美容費 …… 物価の変動により変更の場合があります。

カット 2,700円 (ブロー、うぶ毛剃り、メイク)

カットのみ 1,945円

シャンプー・ブロー 2,700円

パーマ 8,640円 (カット・ブロー付き)

ヘアマニキュア 8,640円 (カット・ブロー付き)

- ③ 電化製品持ち込み品の電気料金
- | | |
|-------|-------|
| テレビ | 10円／日 |
| 冷蔵庫 | 60円／日 |
| 電気毛布 | 15円／日 |
| 電気あんか | 20円／日 |
| ラジオ | 10円／日 |

- ④ レンタル品
- | | |
|-----|--------|
| テレビ | 100円／日 |
|-----|--------|

⑤ 特別な食事の料金

ア 材料費の実費に食費算定等の調理費相当額を加えて算定された額。

イ 出前等の注文お届けの場合は実費額。

⑥ 文書料

サービス項目	内容	単位	料金
文書等のコピー代	記録物等をコピーした場合	1枚	10円
文書等のFAX代	記録物等をFAXした場合	1枚	10円

⑦ その他の料金

イ 行事参加費

ロ 趣味活動費

ハ クリーニング費（施設での洗濯はサービス費に含みます）

ニ 医療処置材料代（健康保険適用外の医療処置。個人的に使用される医療器具や用品等の代金）

ホ 外出費用（個別外出にかかる交通費、入場料、付き添い介護職員にかかる費用）

ヘ 新聞購読費

ト その他保健適用外の個別にかかる費用

⑧ キャンセル料

利用開始前に利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金がかかります。

1	入所日前日17時までに連絡をいただいた場合	無料
2	入所日前日17時以降に連絡をいただいた場合	100%
3	入所日前日17時までに連絡がなかった場合	100%

※ サービス内容により毎年見直し検討を行います。

(5) 上記利用においては、所得に応じた下記の減免措置の制度があります。

① 高額介護サービス費の支給

1ヶ月の介護サービスの1割負担の合計額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合には超えた分が申請により払い戻されます。

所得区分	上限額
現役並み所得に相当する方がいる世帯の方	世帯で 44,400円
世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている方	世帯で 44,400円(同じ世帯のすべての65歳以上の方の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限(446,400円)を設定。)
世帯全員が市区町村民税非課税の方	世帯で24,600円
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方等	世帯で24,600円 個人で15,000円
生活保護受給者等	個人で 15,000円

② 高齢者夫婦世帯等の居住費・食費の軽減

※ 利用者負担第4段階の場合でも、高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合に、住宅で生活される配偶者の収入が一定額以下となる場合など（以下の要件をすべて満たす方）には、居住費・食費を引き下げる制度です。

ア 区市町村民税課税者がいる高齢者夫婦等の世帯。（単身世帯は含まない）

イ 世帯員が、介護保険施設の「ユニット型個室」、「ユニット型準個室」、または従来型個室」に入り、利用者負担第4段階の居住費・食費の負担を行っていること。

ウ 世帯の年間収入から、施設の利用者負担（1割負担、居住費、食費の年間合計）を除いた額が80万円以下となること。

エ 世帯の預貯金等の額が450万円以下であること。

オ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

カ 介護保険料を滞納していないこと。

③ 高額医療・高額介護合算療養費制度

※ 医療費・介護保険サービス費の自己負担額の合計額が年間限度額を超えた場合に、超えた額のうち、介護保険利用割合に応じた額を支給します。自己負担の限度額は医療保険の世帯で計算し、年齢・所得によって変わります。

④ 社会福祉法人による利用者負担軽減制度

※ 区市町村民税世帯非課税者であって、次の要件の全てを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして、区市町村が認めた方。

ア 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること

イ 預貯金の額等が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること

ウ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

エ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと

オ 介護保険料を滞納していないこと

(6) 支払方法

毎月、前月分の請求書を原則15日までに請求書送付先に届くよう発行しますので、請求を受けた月の25日までに事業者にお支払いください。入所、退所の日が月の途中である場合も同様となります。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。支払方法は、振込みとなります。なお、郵便局での自動引き落としによる支払方法もあります。

○ 振込先銀行

西京信用金庫 大泉支店

普通預金 NO 3100635

名義人 社会福祉法人 東京雄心会

○ 郵便局自動引き落とし

事務所で手続きいたします。お尋ねください。

(7) 生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業について

生活相談員にお尋ねください。

(8) 料金の変更等

ア 事業者は介護保険関係法令等の改正により介護保険給付の変更、またはサービスに変更があった場合、利用者に対してサービス利用料金の変更をすることができます。

イ 利用者が、料金を変更に承諾する場合、新たな料金に基づく契約書【別紙】を作成しお互いに取り交わすこととします。

ウ 利用者は、料金の承諾をできない場合には、この契約を解除することができます。

9 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申し込み

練馬区の申し込み方法に従ってください。不明な点はお問い合わせください。

「居宅サービス計画」の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員にご相談下さい。

(2) サービス利用契約の終了

① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合。

実際に短期入所生活介護サービスを利用中でなければ、文書でのお申し出により、いつでも解約できます。この場合、その後の予約は無効となります。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

ア 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。

イ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。

ウ 利用者がお亡くなりになられた場合。

③ その他

ア 利用者が、短期入所生活介護サービス利用料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族等が、当施設や当施設の職員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、短期入所生活介護サービス利用契約を終了させていただく場合があります。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

イ 利用者のやむを得ない事由により契約終了後の施設利用があった時は実費を請求します。

(3) 空床利用について

当施設入所者が入院等で居室が空床になった場合は、その居室を利用させていただく場合があります。その場合、当施設利用者の家具等、私物が置かれている場合があります。

(4) 利用中のサービスの中止

短期入所生活介護サービス利用中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

※ 以下の場合には、短期入所生活介護サービス利用途中でもサービスを中止する場合があります。

① 利用者が途中退所を希望した場合。

② 入所日の健康チェックの結果、体調が悪くサービスの利用が適当でないと判断された場合。

③ 利用中に体調が悪くなった場合。

④ 他の利用者の生命または身体等に重大な影響を与えるような行為があった場合。

10 施設利用について

(1) 面会

原則自由ですが午前7～午後9時以外の時間については防犯上施錠しますので事前に連絡してください。また、面会カードへの記入をお願いいたします。

(2) 外出

事前にお申し出ください。

(3) 飲酒

相談させていただきます。

- (4) 喫煙
指定場所にてお願いいたします。
- (5) 備えている設備
地域交流スペース、屋上庭園、散策路はご自由に利用できます。
- (6) 宗教、政治、営業活動
禁止しております。
- (7) 金銭・貴重品の管理等
利用者、または家族の管理にてお願いいたします。
- (8) 面会時のペットの持ち込み
原則禁止です。
- (9) 所持品の持ち込み
居室に置ける範囲で、持ち込み、記名は各自でお願いします。
- (10) 差し入れ等について
飲食物を差し入れたときは、必ず職員に声をかけてください。
※ その他、不明な点をご相談ください。

11 緊急時の対応

利用者に事故や容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。また、居宅サービス計画を作成している介護支援専門員へ速やかに報告します。

12 非常災害対策

こぐれの里防災計画に基づき、防災設備の適切な管理、職員に対する防災教育に努めております。火災や地震等による災害が発生した場合に、被災者の救護活動を重点として、相互に協力し合い被害を最小限に防止するために、地域と連携をとります。

13 個人情報の保護に関して

施設では保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取り扱いに努めるとともに、広く社会からの信頼を得るために、自主的なルールおよび体制を確立し、個人情報の保護に関する規程、その他関連する法令および厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報の保護を図ることを目的とします。なお、個人情報の使用に係る同意書を交わします。

14 サービス内容に関する相談・苦情

利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する要望、苦情に対応し、迅速に対応をします。また、利用者からの苦情については、苦情受付担当者が受け、施設の苦情解決の仕組みに基づいて誠意を持って解決に努めます。

(1) 施設利用者相談・苦情担当

担当者	生活支援課長	深澤 武保
電話番号	03-3925-0477	

- ① 苦情受付窓口 生活支援課長 深澤 武保
- ② 苦情解決責任者 施設長 加藤 雄次
- ③ 苦情解決機関 リスクマネジメント委員会 毎月1回開催

(2) 施設以外の相談窓口

① 練馬区

名 称	練馬区保健福祉サービス苦情調整委員
電話番号	03-3993-1344

②

名 称	大泉学園地域包括支援センター
電話番号	03-5933-0156

③ 東京都

名 称	東京都国民健康保険団体連合会(介護相談窓口担当係)
電話番号	03-6238-0177

15 附則

(1) この契約書別紙は平成30年4月1日から実施となります。

(2) 内容に変更ある場合は、その都度作成することができる。

本重要事項説明書は入所時に締結いただきました「指定介護老人福祉施設利用契約書」
第六条第2項に基づき平成30年4月1日の介護保険制度の改定に伴うサービス内容の変更
および料金の変更によるものです。